

或ハ夫ノ一片ノ解庸辭令ニヨリテ職首スルノ餘リニ慘酷
ナリシ者モアラシ 或此カ不當アリシモノアラシ 然リ吾等
斯レテ不當者凡事ヲ信シテ疑ハサルナリ

此ノ故ニ是下兩度調査ヲ試ミテ若レ夫ノ解庸理
由ガ苟モ不當ナリト認メ可キ者、生ジタランニ宣レテ復
職ヲ許レテ閣下ニ感ゼシメヨ

若レ復職ヲ許シ能ハサルモ苟モ酷ニ失レタリト認メ
タル者ニ解庸ノ理由ヲ変更シテ宣テ退職手當
年功慰勞共済金ノ積立金ニ支給シ是下寛
量ノ徳ニ感ゼシメヨ

蓋シ如斯ニシテ若レ閣下ガ慈悲ノ愛見ヲ撫
スルカ如キ寛量ノ徳ヲ示シタランニ 即チ勞働問題
ノ爲ニ新記元ヲ創リ勞働者間ニ好感ヲ興スル一大
職首問題トシテ新記録ヲ轉ビテ勞資ノ間ニ好
感ヲ興(騰)テ國家産業ノ爲ニ詢ニ喜フベキ現象
ヲ望ムルニ至ラン

白仁製鉄所長官閣下

第一回罷工事件ニ連座シテ治安警察法
ニ同シタル日本労友会會長淡島健三君以下十
名ハ公判延ニ辨論スル事ヲ得タリ 而シテ夫ノ製
鉄側ヨリ損害額ニ付リシテ當時豫審判事ニ